



社会福祉法人みどりの森

アンソレイユ保育園

重要事項説明



法人創設理事長 市橋 榮子

法人としての第1園目 ルミエール保育園を開園するにあたっては、いろいろな思いがありました。

保育園で大切なことは、温かさや温もりだと考えています。わたし自身、仕事をしながら子育てをしていたので、保育園に毎日娘を預けていました。夕方保育園にお迎えに行くと、娘が「ママ、お帰り」と迎えてくれます。

それはもちろんうれしいことなのですが、ほかの子どもたちもわたしに、「お帰りなさい」ってやさしく声をかけてくれるのです。このなんともいうことのできない温もりを、いまでも忘れることができません。

わたしは長年、幼稚園で仕事をしてきました。しかし、いつしか「保育園を運営したい」と考えるようになりました。

なぜかという、保育園には大きい子が小さい子のお世話をする場面が多くあります。保育園には、異年齢で過ごすことのできる時間がたくさんあります。そのような環境で子どもたちに、思いやりややさしさの気持ちが養われます。そんな温もりのある保育園をつくりたいという気持ちが強くなり、ルミエール保育園を開設しました。

保育園を「大きな家」のように感じてほしいと思っています。卒園式のときに、いつも伝える言葉があります。卒園児には、「卒園しても、帰ってきたいと思ったら、いつでも帰っておいで」と言います。保護者のみなさんにも、いつでも帰ってきてくださいと伝えています。

社会福祉法人みどりの森が運営する保育園は、子どもたちはもちろんのこと、保護者のみなさまにも心からほっとしていただくことができる温かい保育園でありつづけたいと思っています。



沿革

2015年	・春 アンソレイユ保育園開園 (アンソレイユとはフランス語で陽だまりという意味)
2016年	・職員個別研修計画策定等による保育の質の向上を強化 ・第三者評価受審
2019年	・第三者評価受審 ・アンソレイユ保育園新園舎建築のため仮設園舎へ引っ越し
2020年3月	・新園舎竣工
2022年8月	・定員を110名に変更
2022年11月	・第三者評価受審

保育理念

社会福祉法人 みどりの森の運営するアンソレイユ保育園は、児童福祉法に基づき「保育を必要とする」乳幼児の保育を行うが、保育にあたっては子どもの人権や主体性を尊重し、児童の最善の幸福のために日夜、保護者や地域社会と力を合わせ、児童の福祉を積極的に増進し、あわせて地域における家族援助を行う。なお、児童の福祉を積極的に進めるために職員は、豊かな愛情をもって接し、児童の処遇向上のため知識の修得と技術の向上に努める。また、家族援助のために常に社会性と良識に磨きをかけ相互に啓発するものである。

- 1、お子さまの健康と安全を基本とする。
- 2、お子さまの情緒が安定する環境の設定、自己を十分に発揮できる活動の場を常に整え、健全な心身の発達を図る。
- 3、自他ともに愛する感性豊かな心を育成する。

保育指針

保育方針は、「保育所保育指針」に依拠して、職員が保育に臨む基本的姿勢にあっては、子どもや家庭に対してわけへだてなく保育を行い、人権を尊重しプライバシーを保護することを第一義とする。また、常に児童の最善の幸福を願うために保護者から意見や要望があれば真摯に傾聴し、不明なところがあれば平易に説明をして、よりよい保育のために努力研鑽することを基本とする。

1. 子どもの健康と安全を基本にして保護者の協力の下に家庭養育の補完を行う。
2. 子どもが健康安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。
3. 豊かな人間性をもった子どもを育成する。
4. 乳幼児などの保育に関する要望や意見、相談に際しては、解りやすい用語で説明をして、公的施設としての社会的責任を果たす。

保育園の概要

法人名	社会福祉法人 みどりの森		施設名	アンソレイユ保育園
認可年月日	2015年3月27日		開設年月日	2015年4月1日
理事長	花房 恵		施設長	花房 健
施設所在地	〒170-0004 東京都豊島区北大塚3-12-12			
電話&FAX	TEL : 03-6903-7410 / FAX : 03-6903-7511			
HP	HP : https://ensemble-hoikuen.jp/			
規模	敷地面積 891.51㎡ / 建物面積 551.01㎡ / 延面積 1056.54㎡ (鉄筋コンクリート造 3階建)			
定員	110名	0歳児(アクア組) : 9名 1歳児(ステラ組) : 18名 2歳児(フルール組) : 18名 3歳児(スカイ組) : 21名 4歳児(コスモ組) : 22名 5歳児(ソレイユ組) : 22名		
入園対象児	・0歳から5歳就学前まで ・生後57日を経過し医師による健康診断の結果、健康であること ・児童福祉法による入所児童であること			
開園日と時間	月曜日から土曜日 7時15分から20時15分	休園日	日曜日・祝日 年末年始(12月29日～1月3日)	
基本保育時間	7時15分から18時15分 *延長保育 18時15分～20時15分			
短時間保育時間	9時00分から17時00分 *延長保育 朝7時15分～9時00分、夕17時00分～20時15分			
特別保育事業	①延長保育 ②一時保育 ③地域子育て支援事業 ④障がい児保育			
実費徴収	延長保育料			
職員配置	園長	1名	園の責任者・園内の安全、環境整備など	
	副園長	1名	園長の補佐および保育士の管理監督	
	主任 保育士	1名	副園長の補佐および保育業務全般	
	保育士 程度	16名	保育業務全般	
	看護師	1名	保健衛生管理	
	栄養士・調理(師)員 (委託)	4名	栄養管理および昼食、おやつの調理	
	事務	2名	総務・経理・労務全般	
	嘱託医	2名	健康診断、健康管理、健康に関する助言	
嘱託医	伊藤内科小児科医院	東京都豊島区北大塚2丁目17-12 / 03-3918-4074		
	仙田歯科医院	東京都豊島区北大塚3-27-16 シティコート北大塚1F / 03-5961-6480		
緊急時における対応方法	園児に健康状態の急変等の緊急事態が発生した場合には、速やかに園児の家族等に連絡すると共に、園児の主治医、園医に相談する等の措置を講じます。			

保育カリキュラムについて

アンソレイユ保育園では保育所保育指針の「保育所の保育は、子どもが未来をつくり出す力の基礎を培う」に基づき、各年齢においてその年齢に応じた保育カリキュラムを行っています。

漢字絵本	<p>1歳児から5歳児がおこないます。子供たちが、成長の過程で身に付けなくてはならない能力は、たくさんあります。最も大切な能力の一つに、「言葉の能力」があります。どんな学問をし、どんな仕事に就いたとしても、その方面の古今東西の書物を読み、理解できることが不可欠です。また、人に自分の考えを伝え、相手とわかり合うためにも、やはり、言葉は大きな役割を果たしています。日本の子供にとって母語となる日本語の能力を伸ばすことができるのは、周りにいる大人だけです。豊かな言葉は豊かな心を、美しい言葉は美しい心を育てます。「石井勲式漢字教育法」は、子供たちの言葉の能力を最大限に伸ばすことのできる、理想的な教育法です。（石井式漢字教育文献より抜粋）</p> <p>漢字を書く指導は行ってはいません。国語はすべての教科の基礎であり、読解力が身につけていることは、他の教科においても必要です。漢字絵本を読むことで、自然に読解力が身につくことを行っています。</p>
英語	2歳児から5歳児がおこないます。異文化にふれることが目的です。英語の歌や行事を体験し、さまざまな国や文化の存在を知ります。
リズム体操	3歳児から5歳児がおこないます。成長期に必要な骨や筋肉の発育を促進サポートするとともに、リズムダンスを行うことで自己表現力を身に付けていきます。
絵画造形	4歳児と5歳児がおこないます。より専門的なさまざまな画材にふれてみます。絵を描いたり、紙粘土などで形あるものを造るなどして、右脳を刺激します。右脳が育つと、空間認知能力も高まります。また、作品発表の場を設けることで、自他を認める心を育てます。
ひらがな指導	2歳児クラスのクレヨンワークから始めて、3歳児では縦横線やぐるぐる線などのワークを行い、4歳児クラスから鉛筆に慣れていきます。年長クラスでは1年をかけて就学へ向けたひらがなと数字などの習得を目指しています。小学校へ無理なくつながっていけるよう、園で取り組んでいます。
立腰	3歳児～5歳児がおこないます。唱和「腰骨を立てます。下腹に力を入れて、腰骨をシャンと立ててごらん。肩や胸に力を入れなくて、顎を引きましょう。素晴らしい姿勢です。元気な体の素です。頭が澄んできます。あなたの我が儘に勝てる姿勢です。」（東京いずみ幼稚園さんよりいただいた唱和です）心と身体を真っ直ぐにするための座禅のようなスタイルです。ほんの数分間ですが、静かな空気感の中、そっと目を閉じ姿勢を正します。心も身体も鎮まります。
百珠算盤	3歳児～5歳児がおこないます。毎朝の朝礼時、4月当初は1～20、その後30,40と数を増やし、1～100までの数を覚えていきます。1～100までを言えるようになると、ゲーム感覚で2,4,6,8,10や、10,20,30など10飛びに数えたりもします。その内に5,10,15などもできるようになってきます。数字の概念を理解できるようになると、例えば玩具の貸し借りなどの際に子どもたちが自分で、〇回ずつ使おうよ！ と言えるようになっていきます。

育児支援事業

延長保育

【時間】 対象児】 在園児のみ
標準時間の場合；18時15分～20時15分
短時間の場合；7時15分～9時と17時～20時15分

【料金】 <月極め>
1カ月1時間まで4,000円 2時間まで6,000円
<スポット>
1時間まで400円 2時間まで600円

- ・保育短時間の延長保育についても、上記料金と同じ計算になります。
- ・月極めの方は、月初に集金いたします。スポットの方は、翌月初めに集金いたします。
- 【その他】 ・スポット利用の方で、18時15分までにお迎えが間に合わないなどの場合は、アプリでお知らせください。 **原則として、17時までに連絡をお願いいたします。**
- ・※A・B階層も延長保育料が発生しますが、保育園に申請することにより免除されます

一時保育

保護者方の仕事や妊娠・出産時、通院、育児疲れ等での家庭の事情による一時的な保育を行います。

【対象児】 1歳から小学校就学前まで

【定員】 1日あたり最大5人まで

【時間】 8：30から17：30まで ・基本的に週3回までご利用頂けます。（緊急時は応相談）

【費用】 1時間あたり500円
※2時間以上から利用可・別途昼食を食べる場合は300円、おやつお食べる場合は100円。

【持ち物】 乳児：おむつ、着替え(上下2セット)など
幼児：おむつ(必要な場合のみ)、着替え・下着(上下2セット)、帽子

【利用方法】 初めの方のご利用になりたい日の前日までに、ご連絡のうえ園にお越しいただき、申込書に料金を添えてお申し込みください。2回目からは電話で利用日をご予約ください。ご利用日に申告書と料金をお持ちください。

その他

- 実習生の受け入れ
- ボランティア受け入れ
- マタニティー講座
- 保育園体験
- 小中学、高校生の受け入れ
- 地域との交流

入園・転園・退園等について

【保育園のご利用について】

- 2号認定、3号認定（保育を必要とする子ども）の保護者が、入園を希望する場合には、至急認定を受けた市区町村が指定する入所に関する申し込み書に必要事項を記載し、当該市区町村へお申し込みください。
- 当該市区町村からの園へ入所内定の連絡後、当園で見学及び新入園時入園説明会、入園前面談、重要事項の説明や確認を受けて入所の同意となります。
- 年度の途中入園の場合には、見学及び入園時入園説明と入園前面談、重要事項の説明や確認を受けて入所の同意となります。
- 当該市区町村からの利用が決定された通知をもって保育の利用開始となります。

【利用終了となる場合について】

- 2号認定の子どもが小学校就学の始期に達したとき
- 3号認定の子どもの保護者が、法令等に定める支給条件に該当しなくなったとき
- 保護者から退園の申し出があったとき
-

【当園より利用契約を解除する場合】

- 利用料や給食費等の支払いが3か月以上遅延にした場合
- 保護者、園児、その家族ないしはその関係者が当園、当園職員その関係者または他の園児に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為、背信的行為などを行い、利用の継続について重大な支障または困難が生じた場合
- 病気その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼす恐れがある場合
- その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

保険に関する事項について

園賠償責任保険	(施設賠)対人1名-1事故10億円対物1事故1,000万円		
追加被保険者特約	(生産物賠)対人1名・1事故・期間中10億円対物1事故・期間中1,000万円漏水事故補償社会福祉充実計画に基づく事業の賠償責任1,000万免責金額なし		
初期対応費用特約	①見舞金費用:1名10万円限度(但し、園児死亡の場合1名100万円限度) ②初期対応費用(見舞金費用以外):1事故10万円限度 免責金額なし ③①②共通1事故1,000万円限度		
特定感染症対応費用特約	1事故/1記名被保険者あたり期間中20万円免責金額なし		
管理財物補償特約	1事故100万円免責金額なし		
人格権侵害補償特約	150万円1故・期間中1000万円免責なし		
園児団体傷害保険	死亡・後遺障害	入院保険金日額	通院保険金日額
	250万円	3,000円	2,000円

保険の種類	保険の内容と保険金限度額
ほいくの保険(傷害保険)	上記をご参照ください
日本スポーツ振興センター	配布書類をご参照の上、同意署名をお願いいたします

プライバシー(個人情報)について

- 保護者さまのご住所、電話番号などを記載した緊急連絡網は作成いたしません。従って園からの緊急の連絡の際には当園より直接保護者様へ連絡をします。
- ご家族以外の方でお子さまが保育を受けているか否か、保護者さまの職場やご家族についての問い合わせには一切応じないようになっておりますので、ご親戚の方や親しい方にその旨をお伝えください。
- 当園の電話には外部から名前も言わずに保護者様の連絡先をたずねてきたり、特定のお子さまが保育園にいるかと聞いてきたり、あるいはいたずら電話等もございますので、プライバシー保護のために、かけてきた人の電話番号が表示されるようになっており記録されます。非通知設定の場合は受信出来ません。
- 当園は個人情報の取扱規程を定めており、個人情報の収集は、収集目的を明確に定め、必要な限度においておこなうものとします。個人情報は定められた目的以外には使用いたしません。定められた目的とは、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事等を行う者、医療機関、その他の機関に対して、発達の記録等のお子さまに関する情報を提供し、お子さまにとってより良い保育、教育がなされるよう連携することです。

豊島区児童相談所 東京都豊島区长崎3丁目6-24 /03-6758-7910

児童相談所虐待相談ダイヤル ☎189 (いちはやく) 24時間365日受付

虐待の防止措置について

◇当園の設置者および職員は、お子さまの心身に有害な影響をあたえる行為はいっさいおこないません。

◇児童虐待防止などに関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、虐待を受けたと思われるお子さまを発見した場合には、すみやかに関係機関に報告します。

◇児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、毎年行政または民間の虐待防止に関する研修に、職員を受講させています。

食事について

ランチ、おやつ調理と栄養管理は名阪食品(株)がおこなっております。可能な範囲でアレルギーに対応し、代替食を提供しています。アレルギー対応の際は、医師の診断による検査結果診断書と、園指定の規定書類の提出をお願いしております。入園前に栄養士と、食事についての面談をお願いいたします。

病児・病後児保育について

保育中に体調不良になった場合の対応については、病児保育(体調不良児対応型)事業を実施しています。お子さまの状態が急変し緊急を要する場合には、園で医療機関に連れていくことがあります。

緊急時における対応方法

- 当園の職員は保育の提供を行う際、園児に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、あらかじめ保護者の緊急連絡先へ連絡し、嘱託医に連絡する等必要な措置を講じていきます。
- 保護者と連絡がとれない場合は、乳幼児の身体の安全を最優先させ当園が責任を持ってしかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。
- 保育の提供により重大な事故が発生した場合は、行政担当部署及び園児の保護者等に連絡をするとともに事故の状況や事故に際してとった処置に対して記録し事故発生の原因を究明し再発防止のための対策を講じていきます。
- 園児に対する保育の提供により賠償すべき事案が発生した場合には、保険請求を行うようにしています。
- 本園は、市区町村、保護者、警察署その他の関係機関との連携を図るようにしています。
- 本園の安全対策として、セコム株式会社との警備契約を行っています。また事故防止や安全管理についての定期的な研修を職員全体で受講し、最新の情報の入手に努めています。

巣鴨警察署

東京都豊島区北大塚1丁目15-15 / 03-3910-0110

ご意見・ご要望について

ご意見・ご要望をお受けします

保育園のことで気づいたことはご遠慮なくお伝えいただきたいと思っています。保育という仕事は、人が人を育てるという生業であり、機械の導入や、省力化を図ることができず、極めて労働生産性の悪い業務だと言えます。つまり、人と人との関係だけに職員の不手際や対応が悪いと感情的になられたり、不愉快に思われたりする方もいらっしゃると思います。

子育ては、保護者さまと園とがこころおきなく子どもたちの真っ直ぐな成長を祈り、話し合えることがとても重要だと思っています。お気づきのこと、不愉快なこと、改善してほしいことがございましたら、何なりとお申しつけください。私どもは可能な限り、保護者の皆さまのご要望にお応えしたく最大の努力をいたします。

玄関に「ご意見箱」を設置しており、苦情解決実施要項も掲示してあります。皆さまのご意見が、さらなる保育園の質の向上につながりますので、どんなご意見でもぜひ頂戴したいと思っています。ご意見に対しましては最大限の努力をいたしますので、皆様からのご意見をお待ち申し上げております。

苦情解決方法について

1. 苦情解決責任者：園長
2. 苦情受付担当者：副園長または主任
3. 第三者委員：[REDACTED]

第三者評価について

保育園の評価として、行政の自治体監査を受けております。また第三者評価機関の評価も適時受けてまいります。結果につきましては、書面またはHPなどで情報開示いたします。

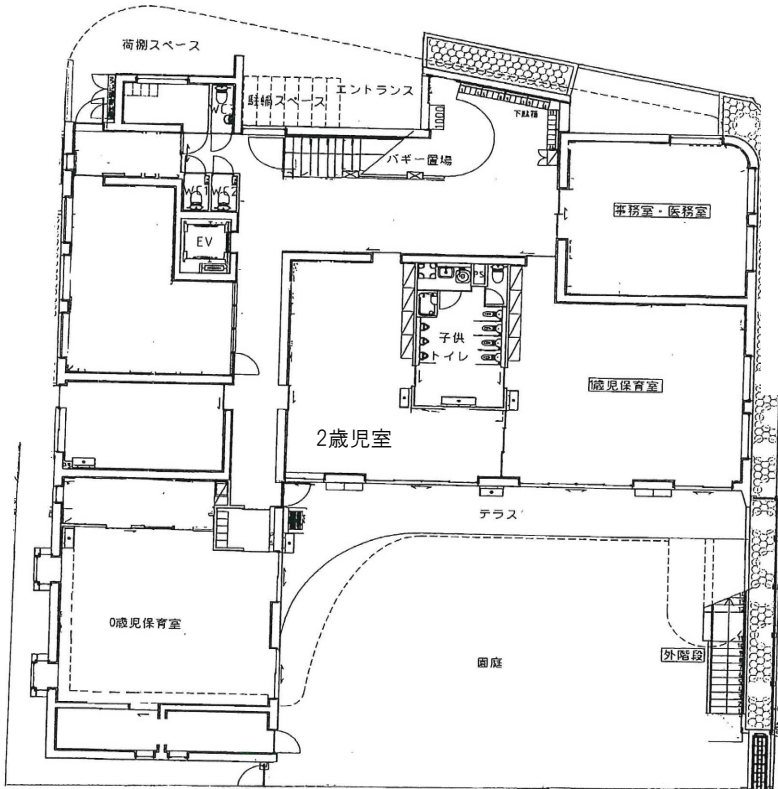
職員は人事考課をおこない、自己評価とともに上長面談をおこない保育の質の向上と改善を図っております。

職員研修について

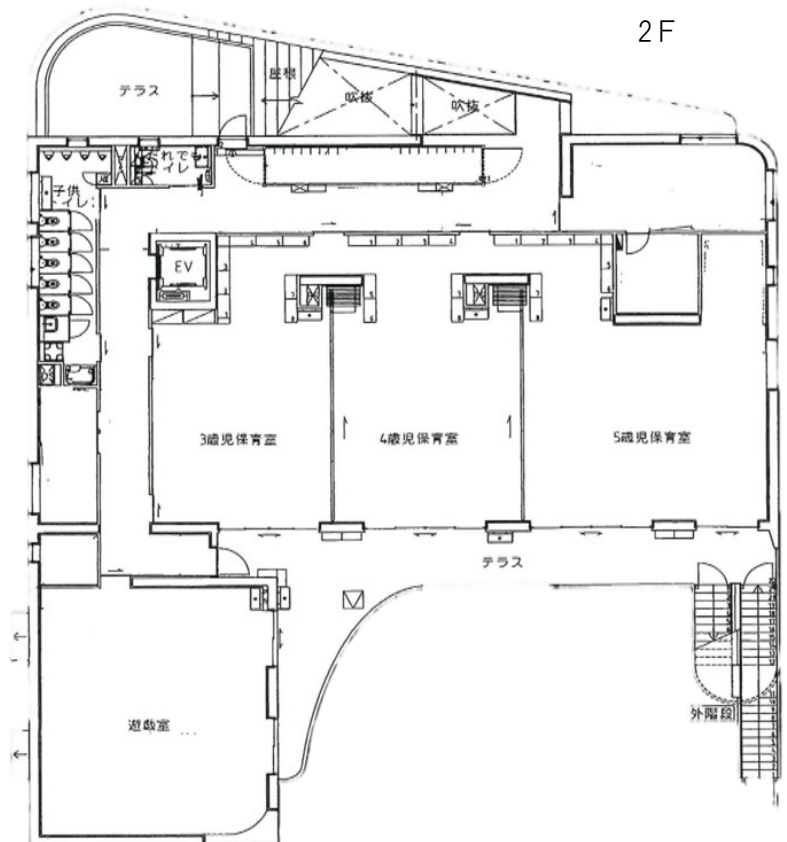
職員は保育カリキュラムや自治体主体、また外部機関の研修を積極的に受講しております。研修内容は受講後の園内研修にて情報共有をおこない、保育サービスの質の向上を図っております。

園舎案内図

1 F



2 F



3Fは屋上園庭になります

災害時避難場所



大災害が発生した場合には、お子さまの安全を最優先に保育園は対応いたします。
行政からの指示があった場合には、その指示に従って園児の安全の確保に努めます。

非常災害対策

消防計画作成（変更届）届出書	豊島消防署 2020年10月16日届出
避難訓練	火災および地震、不審者などを想定した避難訓練を毎月1回実施
防災設備	自動火災報知機・ガス漏れ報知器・非常警報装置・非常用電源・誘導灯・その他カーテン等の防災処理
避難場所	上記図参照

※東日本大地震の際のように電話が機能しなくなった場合には、保育時間内であればお子さまを安全に保育園でお預かりいたします。

行政から指示があった場合には、その指示に従って園児の安全の確保に努めます。

豊島区病児病後児保育について

●利用要件 ※豊島区に住所を有し、以下該当児 ※内定段階での登録はできません

- ①認可保育施設（地域型保育事業舎）、豊島区臨時保育所に在籍している
- ②認証保育所に在籍し、支給認定証の交付を受けている
- ③幼稚園の預かり保育を月10日以上利用し、就労証明書を提出できる
- ④認定こども園に在籍し、支給認定証の2号を交付されている、または預かり保育を月10日以上利用し、就労証明書を提出できる
- ⑤東京都に届出をしている認可外保育施設に在籍している

●お預かり可能な症状の範囲（医師による病後児保育の利用に支障がないという診断が必要です）

- 1、感冒、消化不良等、乳幼児が日常罹患する疾患
- 2、水痘、風疹等の伝染性の疾患（急性期を経過したが集団保育が無理な時）
- 3、喘息等の慢性疾患
- 4、熱傷、骨折等の外傷性疾患
- 5、その他医師が利用可能と判断した疾患

●利用希望者は、事前に利用登録申請の手続きが必要です

保育課へ登録申請 → 登録番号取得 → 病後児保育施設に電話予約 → 利用

- ・登録申請書は保育課または各保育施設に用意がありますので、書類にて申請方法などを確認してください
- ・必要書類は区のHPからもダウンロードができます

●利用料金

- ・1人1日2,000円（別途必要経費がかかる施設があります）
- ・利用料の減免措置があります。該当の方は減免申請の手続きをしてください

●実施施設

施設名	住所	電話
同援さくら保育園病後児保育室	豊島区南池袋3-7-8	03-5957-7510
西巣鴨さくらそう保育園病後児保育室	豊島区西巣鴨1-1-13	03-5907-5110
せんかわみんなの家病後児保育室	豊島区要町3-54-8	03-3530-5735
田村病院ピョピョ病後児保育室	豊島区池袋本町1-45-16	03-5985-1424

●利用方法

- ・利用時間は各施設により異なりますので、申請書にて確認してください。
- ・その他不明な点は、直接区の保育課へお問い合わせください。